

港湾調査を実施する必要性

1. 調査の目的・必要性

四方を海に囲まれている我が国において、港湾は、物流・産業・生活を支える礎として、大きな役割を果たしている。港湾に関する統計は、明治38年に内務省が河川、道路、港湾などについて全国にわたり臨時調査を行ったのが始まりであり、その後、資源調査法（昭和4年法律第53号）が公布され、同法に基づき港湾資源調査規則（昭和4年内務省令第41号）が公布、施行され、指定された港湾について毎年調査が行われてきた。戦後、統計法（昭和22年法律第18号）の制定に伴い、「港湾調査」は、「港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資すること」を目的として、昭和22年6月に統計法第2条の規定に基づく指定統計第6号として公示され、翌年1月1日より指定統計調査として調査を行っている。

この調査の果たす役割は現在においても全く変わりなく、経済のグローバル化などの港湾をめぐる環境変化への対応や今後の港湾施策の進むべき方向性を定めるための基礎資料として活用されている。

特に、港湾調査の基本的調査事項である入港船舶、海上出入貨物等については、港湾の管理・運営、あるいは港湾の開発・整備計画の策定等、全国的な政策の企画立案、及び輸出入貨物量の国際比較等を行う上での重要な指標となっており、活用も広範囲に及んでいる。

このような背景のもと、港湾調査を実施するものである。

2. 他調査との重複

港湾の整備等の基礎資料を得ること等を目的とする統計調査として、本調査の他には「バルク貨物流動調査」、「ユニットロード貨物流動調査」及び「全国輸出入コンテナ貨物流動調査」（いずれも国土交通省実施（一般統計調査））があげられる。

しかし、これら調査の調査周期は、「ユニットロード貨物流動調査」及び「全国輸出入コンテナ貨物流動調査」については5年周期、「バルク貨物流動調査」については1回限りとなっていること、また、特定の月を対象として実施されているものであることから、毎月定期的に我が国港湾の利用実態を適切に捉え、港湾の管理・運営や全国的な政策の企画立案及び輸出入貨物量の国際比較等を行う上で、本調査に代替することは不可能である。

したがって、本調査と他の統計調査との重複は合理的な範囲を超えていないと考える。

3. 行政記録情報の利活用

現行の港湾調査要綱 7（2）ウにて、「都道府県知事は、報告義務者が電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 3 条第 1 項の規定により適用される行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項の規定により税関長に申告等を行った事項 ～（略）～ 報告を求める事項のうち当該事項に係るものについて調査票への記入を要しないものとする事ができる」とあり、行政記録情報の活用について規定しているところ。

4. 事業所母集団データベースを利用した重複排除等

調査結果後の名簿については、港湾調査では、貨物の取扱実績等、事業者から報告を受ける事項に加え、入出港届等の行政記録情報も活用して調査票情報を生成しており、1 つの調査票のデータであっても、複数の関係者から情報を集めて作成する調査体系となっているため、調査対象者の把握が非常に煩雑なものとなっており、正確な調査結果名簿を毎月作成することは、新たな業務が発生することとなり、都道府県側の負担増となります。

その上、報告者からの調査票の収集において、現状約 4 ヶ月を要しており、調査結果名簿の登録期限（原則、調査票提出期限から起算して 3 ヶ月後まで）を大幅に遅延することとなること、調査結果名簿の作成により都道府県からの集計表提出の遅延原因となる恐れがあることから、港湾調査において事業所母集団データベースの利用は困難です。